

第2回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和6年9月18日（水） 午後1時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室B

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

(1) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

人材確保が大きなキーワードであり、自動車業界として人材を確保できるだけの賃金水準に上げていくことが必要。そのためにも改正決定の必要性がある。

【使用者側の意見要旨】

賃上げに反対しているものではない。自動車業界として裾野が広く、それぞれ企業の実情が違う中で、特定最賃として定めるのではなく、地賃に統一することが必要との問題提起があり。そのため特定最低賃金としての改正決定の必要性はない。

(2) 労使協議について

労使双方から意見が述べられた後、労使協議の意向が示され、労使協

議が行われた。

その結果、労使双方の委員から改正決定について必要性ありで労使合意した旨報告が行われた。

(3) 全会一致により必要性ありの結論に達したことが決議され、報告書を作成した。

(4) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配付資料

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書(案)

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性について(答申)(案)